

盛岡支社管内

コンプライアンス違反？

本社出張において参加する組合員をメールで報告！

過日、盛岡支社管内のとある職場において、本社出張の際、参加した社員の内、東労組組合員の氏名をメールで報告していることが発覚しました。

事実確認をしたところ…

- ・ 東労組組合員の氏名を報告したことは事実
- ・ このような情報は本社訪問には必要ない
- ・ 管理者には注意喚起していく



では何故、組合員である報告が必要だったのか？

これまで会社は「組合の所属による差別はない」と言ってきましたが、何故組合員であることの報告が必要だったのでしょうか。「不当労働行為」「組合差別」などの疑義を持たざるを得ません。

組合員も一人の社員であり、このような会社のマネジメントでは、真面目に業務に取り組もうとする組合員のモチベーションも低下します。

もし、組合所属による不利益な扱いがあれば不当労働行為にもあたり
ます。このような事象は看過できるものではありません！

気になる事象はすぐに報告！ 安心して働ける職場をつくり出そう！